

第1章

計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和3年夏に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」などをきっかけにスポーツに対する関心の高まりが期待される中、誰もが健康でいきいきと暮らし続けられる社会を実現する上で、スポーツの有用性が改めて注目されています。

時代とともに変化するスポーツを取り巻く環境に対応しながら、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、地域の活性化など、活力ある社会づくりを進めるためにも、スポーツの果たす役割が大きいと期待されています。

国が令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画^(注)」では、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、新たな視点として、社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり、ともに、つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点、性別や年齢、障がいの有無、経済・地域事情等にかかわらず、「誰もがスポーツにアクセスできる」ような社会の実現・機運の醸成を図るという3つの視点が必要とされています。

志木市教育委員会では、平成20年3月に「志木市スポーツ振興計画」を策定し、平成29年度に見直しを行い、「第2期志木市スポーツ推進計画」として、市民一人ひとりのライフステージにあわせてスポーツができる環境づくりを推進してまいりました。しかしながら、前計画の策定から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、スポーツをめぐる環境は、国や県はもとより、本市においても急激な変化を余儀なくされています。

このような「第2期志木市スポーツ推進計画」期間中の動向を考慮しつつ、国の「第3期スポーツ基本計画」におけるすべての人が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けた、3つの新たな視点を踏まえ、この度令和5年度から令和9年度までを対象期間とする「第3期志木市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

2 計画の性格

本計画は、次のような性格を持っています。

(1) スポーツ基本法^(注)第10条第1項に規定する「地方スポーツ推進計画」であり、本市のスポーツ推進に関する総合的な計画として位置付けています。

(2) 国の「第3期スポーツ基本計画」及び埼玉県「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」の内容を参酌するとともに、「第2期志木市スポーツ推進計画」の達成状況及び課題等を踏まえ、現在の社会情勢を見極めながら、志木市及び志木市教育委員会がスポーツ・レクリエーション活動を推進するための基本的な方向性を示すものです。

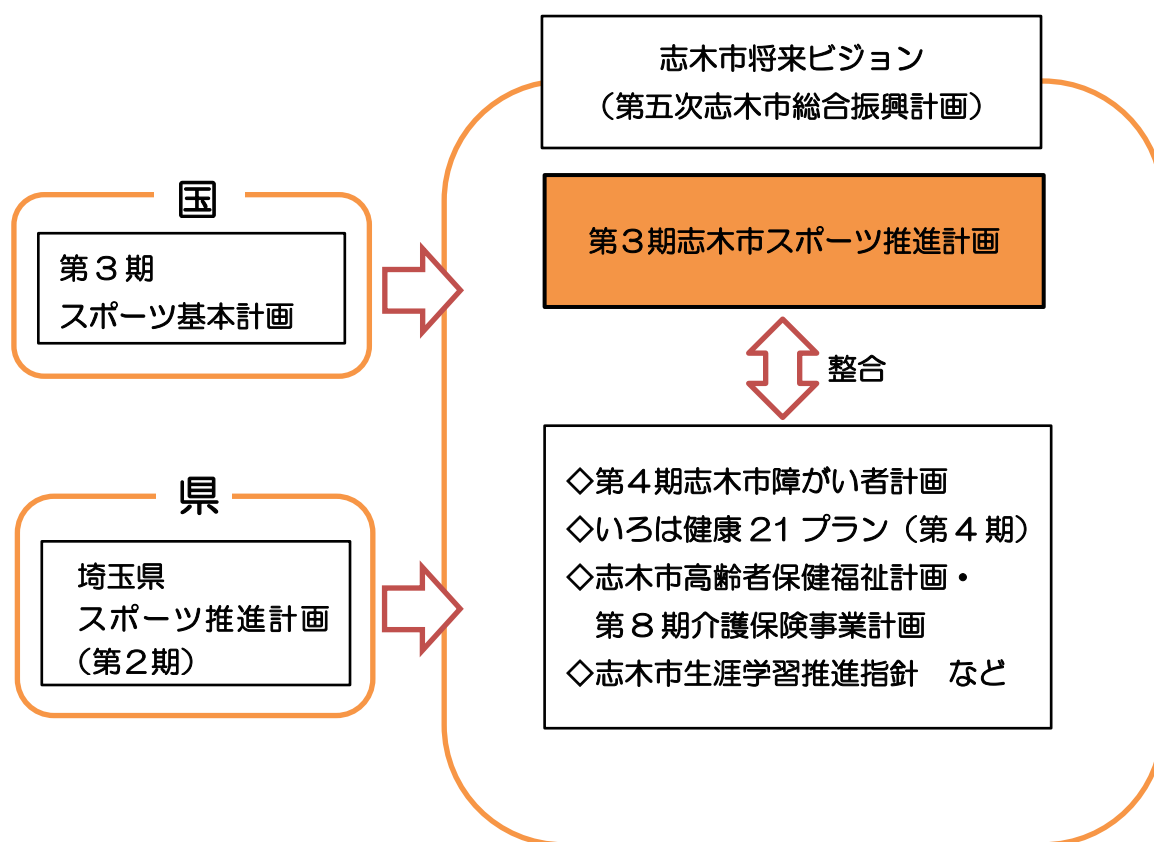
(3) スポーツを通じて「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」を実現するため、市の最上位計画である「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）^(注)」の分野別計画に位置付けられています。

また、「第4期志木市障がい者計画」「いろは健康21プラン（第4期）」「志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」「志木市生涯学習推進指針」など関連のある計画等との整合性を図っています。

(4) 志木市におけるスポーツ推進施策を総合的かつ効果的に推進するために、市民、地域、学校、行政、民間企業など、関係機関が連携を図りながら取り組むための指針となるものです。



■計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画におけるスポーツの定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、記録や勝敗を競い合う「競技スポーツ」だけではなく、ウォーキングなどの健康運動からアーバンスポーツ^(注)やアウトドアスポーツなど、だれでも簡単に、生涯楽しめるスポーツやレクリエーションを含むものとします。

また、スポーツは、自らが身体を動かしてスポーツを「する」ことをはじめ、選手が試合や競技に挑戦する姿を「みる」ことや、指導者やボランティア等が選手等を「ささえる」といった、さまざまな形での自発的な参画を通じて、楽しさや喜びを感じることに本質をもつものとして捉えています。

さらに、市民が「する」「みる」「ささえる」ことを実現する社会を目指すため、新たに3つの視点を取り入れ、本市のスポーツ施策を推進していきます。

1つ目の視点は、社会の変化や状況に応じ、既存の仕組みにとらわれずに、柔軟に対応するという、スポーツを「つくる／はぐくむ」という視点です。多様な主体が参加できる機会の創出や質の高い指導者の育成、スポーツ界におけるDXの導入を進めていきます。

2つ目の視点は、さまざまな立場や人、組織が「あつまり」、「ともに」活動する中で、「つながり」を感じながらスポーツに取り組む社会の実現を目指すという視点です。スポーツを通じた共生社会の実現を図るとともに、関係団体や民間企業との連携を図ることにより、推進体制の強化を図ります。

3つ目の視点は、年齢や性別、障がい、経済的事情等の違いを理由に、スポーツを諦めたり、途中でスポーツから離れることがないよう、スポーツに「誰もがアクセス」できるという視点です。誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会を提供し、怪我や障がいによりスポーツの機会を失うことがないよう、スポーツに取り組む人々の安全・安心の確保に取り組めます。

このように、「スポーツ」という概念や活動を広く定義づけ、市民の誰もがスポーツに接し、楽しめる環境づくりを推進します。



5 スポーツと社会課題の解決

国においては、スポーツの力を活用し「持続可能な開発目標（SDGs^(注)）」の達成に貢献することで、社会におけるスポーツの価値の向上を目指すものとしています。

本計画の策定に当たっては、SDGsの視点を踏まえ、スポーツを通じた本市の課題の解決を目指すこととします。

開発目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。

開発目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

開発目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

開発目標3・4を達成するために、具体的な実施手段を強化する。また、さまざまなステークホルダー（関係者）が連携することや、目標達成に向けてどのくらい進捗しているかをデータや統計などにより確認する。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



